



くれ

NO417

2007年 11月 13日

郵政労働者ユニオン

呉支部発行

アドレス: you-mate@s3.dion.ne.jp

今後の予定

●呉支部忘年会

11月24日(土) 18時から

場所は焼き鳥の「利根」(本通りパチンコ店香港の裏)です。

会費は、いつものように支部財政から助成します。

新しい組合員の歓迎会を兼ねて、賑やかにいきます。組合員以外の参加も歓迎します。

●「伝送便全国編集委員会」

11月17日(土)～

18日(日) 12時まで

場所 ビューポートくれ

4・28闘争に勝利し職場復帰されました池田実さんも来呉されます。17日の夜、ささやかですが祝賀会を行います。

郵便局会社に

要求書を提出

ユニオンは11月5日、郵便局会社局長に、別紙(裏面)の要求書を提出しました。その解説をします。

(第1項) 10月の民営分社化と共に、事業会社内務のユウメイトの基本賃金は、670円から720円に引き上げられました。ところが、局会社の時給は670円に据え置かれたままです。会社が違うからと言えそうですが、前日まで同じ賃金だったユウメイトに、一夜にして格差が生じるのは、合理性に欠けます。

分社化の前に、ユウメイトには当局の方から新会社に関する意向確認がされました。この時点では、格差が生じるとは説明されていません。もしこの事が解つていけば、事業会社を希望することも出来た訳ですから、雇主の責任を誠実に履行したとは言えません。

そもそも670円という時給が、世間離れしている訳です。この際全員の基本賃金を引き上げるべきでしょう。

(第2項)「通知書」には、「非番日は毎週土曜日」と記載されていますが、郵便窓口は土曜日も開いており、当然ユウメイトも出勤しています。通知書の誤記載と判断されます。通知書は大切な文書ですので、改めるべきです。

(第3項)勤務時間前後の作業が見られますが、管理者が作業を命じている事に原因があるようです。ユニオンには具体的な事実が告発されています。今回は詳述を控えます。当局が是正することを求めます。

具体的には、「時間外労働」の項が「無」になっていたり、勤務時間が「日勤」になっていないにも拘わらず、「夜勤」を命じている事などです。この通知書は事業会社の代表取締役会長の名前による大切なものです。

記載と違う事を命じるのは、法令違反になります。ユニオンには「2週間ぐらいで訂正したものを配布したい」との説明がありました。その後、全く動きが見られません。何がどうなっているのでしょうか。「ユウメイト軽視」と判断されても仕方ありません。

苦情申し立ての結果は?

ユニオンの把握では、8月のユウメイトスキル認定結果に、集配課では3名のユウメイトが苦情申し立てを行いました。その内の2名に対して、未だに結果の通知がされていません。従って、10月以降は賃金が未定のまま働いている事になります。10月分の賃金が払われる11月の給与支給日も近づいています。

今回のスキル認定は、民営化前に賃金を確定する必要から、苦情申し立ての期間が従来より短く、5日間しかありませんでした。当局のスケジュールでも9月中旬に審査を終え、本人に結果を通知することになっていました。ユウメイトには期間の厳守を求めながら、当局は守らないと言う

ことでしょうか。これでは制度の信用に関わります。ユウメイトの主張を入れた結果を、早急に出すべきと考えます。

ユウメイト執行委員の登場!

ユニオン呉支部は10日に第4回定期支部大会を開催しました。民営化後の状況を見てから大会を行う必要があったため、例年より遅い開催になりました。大会では職場の諸問題や活動の進め方に関して、真剣な討論が行われ、執行部の提案を了承しました。また、役員改選では別記の支部役員を全員信任しました。ユウメイト組合員から初めて執行委員が登場しました。皆さんの御協力を御願います。なお、大会決定の内容は、別途周知します。



新執行部体制

支部長 菅原繁隆(事業会社1集)
副支部長 古澤直彦(事業会社1集)
書記長 米今達也(事業会社2集)
執行委員 住吉博幸(事業会社1集)
植本英樹(事業会社1集)
脇田 誠(事業会社2集)
平田国男(郵便局会社)
会計監査 森兼賢二(事業会社1集)

はどうなった?

コンプライアンス

事業会社のユウメイトの「雇入労働条件通知書」に誤りがあり、10月初めの朝礼で「訂正したものを配布します」との周知が行われました。しかし、今日に至っても訂正文は配られていません。